

京都市版
介護予防ケアマネジメントの手引

令和8年度

京 都 市

はじめに

1 作成にあたって

本市では、介護予防ケアマネジメントの質の向上に資するため、ケアマネジメント支援事業の一環として、平成29年度から本手引を作成し、介護予防ケアマネジメントに関する考え方や手順、関連情報等を市内の各関係者に広く周知してきました。

本手引では、介護予防ケアマネジメントにおいて実施しなければならない基本的な事項を体系的に整理したうえで、手順やその考え方等の解説、関連情報等必要な情報を加え、「初任者が触れても分かりやすい」内容とすることを目的として構成しました。

本手引を活用していただくことで、介護予防ケアマネジメントに携わる関係者が、基本的な理念を理解し、適切な手法を獲得できる一助となれば幸いです。

2 用語の定義

本手引において、「介護予防ケアマネジメント」とは、介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメントの両方を含めています。

(記載例)

「介護予防ケアマネジメント」→介護予防支援＋第1号介護予防ケアマネジメント